

地区委員長
地区コミッショナー
各団団委員長
(地区事務長経由)

日本ボーイスカウト神奈川連盟
県コミッショナー 清水 裕
事務局長 大津 省一

富士永久章の制定、および購入方法について

冠 省 いつも大変お世話になり感謝しております。


平成 9 年のプログラム改定により、シニアスカウト部門からベンチャースカウト部門に移行した際に、富士スカウト章略章の規程が削除される一方、「シニアスカウト部門で富士スカウトであった者は、富士スカウト章略章を着用することができる」とされました。また、現行のベンチャースカウト部門の富士スカウトは、教育規程施行細則 9-9-8 により、スカウト顕彰富士をスカウトとして在籍期間着用することができることとされています。

上記のようにこの略章・記章の着用に違いが生じているため、日本連盟で再度見直しが行われ、平成 28 年 1 月 1 日施行にてシニアスカウト部門の富士スカウト章、ベンチャースカウト部門の富士章、富士スカウト章を区別することなく、富士スカウトであったものは、一律に「富士永久章」を着用できるように規程が改正されました。

【教育規程施行細則 9-9-9 (11) 改正】 富士永久章の新設

(1) シニアスカウト部門の富士スカウト章、およびベンチャースカウト部門の富士章または富士スカウト章を受章した者は、富士永久章を着用することができる。

(2) 富士永久章は次の通りとする。

区分	仕様・図柄	寸法	地色	着用部位その他
永久富士章		2×4cm	えんじ色	上着の左ポケット中央部に、正しくつける。

【注意事項】

1. 富士永久章は指導者の記章とし、仕様は富士スカウト章略章と同様です。そのため、現行のベンチャースカウト部門で富士スカウト章を受章したものは、スカウトとしての在籍期間は、教育規程施行細則 9-9-8 に示されている「スカウト顕彰富士」を着用することができますが、指導者になった際は、教育規程施行細則 9-9-9 に示されている「富士永久章」を着用することができます。

2. 富士スカウト章を受章しているベンチャースカウトは、進級記章の富士スカウト章



を着用します。※富士永久章やスカウト顕彰富士は着用できません。

3. かつてベンチャー部門の富士章または富士スカウト章を受章したローバースカウトは、スカウト顕彰富士を着用することができます。※富士永久章は着用できません。
4. かつてシニア部門の富士スカウト章、ベンチャー部門の富士章、富士スカウト章を受章した指導者は、富士永久章を着用することができます。※スカウト顕彰富士は着用できません。

【購入方法】

1. 現在神奈川連盟に登録している「富士スカウト章」「富士章」受章の指導者に対して、県連窓口にて「対面販売」とします。郵送による販売は致しません。
2. 富士章を受章したことを証明する「章状」や受章番号等を提示し、事務局が確認できた場合に販売致します。（事務局は、平成 27 年度神奈川連盟の加盟登録があるかどうかについても、確認願います。）
3. 代理人でも構いませんが、その場合は上記受章証明書と 6.の申込書、それに本人の「平成 27 年度加盟登録証」のコピーを持参し提示願います。
4. 受章を証するものとして、県連総会資料や受章を祝う新聞等、確実に受章が分かるものを提示頂いても構いません。
5. 本人申請ですので、団委員長や地区コミッショナーの確認印等は不要です。
6. 購入希望者は、添付の「富士章購入申請書」を提出してください。
7. 金額：@ 1 3 0 円（税込）です。一度に受章者一人 3 枚までの販売とします。
8. 県連事務局にて販売先や販売日、枚数等を記録します。

本件に関する問い合わせは、県連事務局までご連絡ください。

ボーイスカウト神奈川連盟事務局

〒241-0815 横浜市旭区中尾 2-1-14 電話：045-365-3421

E-mail：office@scout-kanagawa.sakura.ne.jp

以 上